

資金調達サポート事業 スタートアップ公募要領

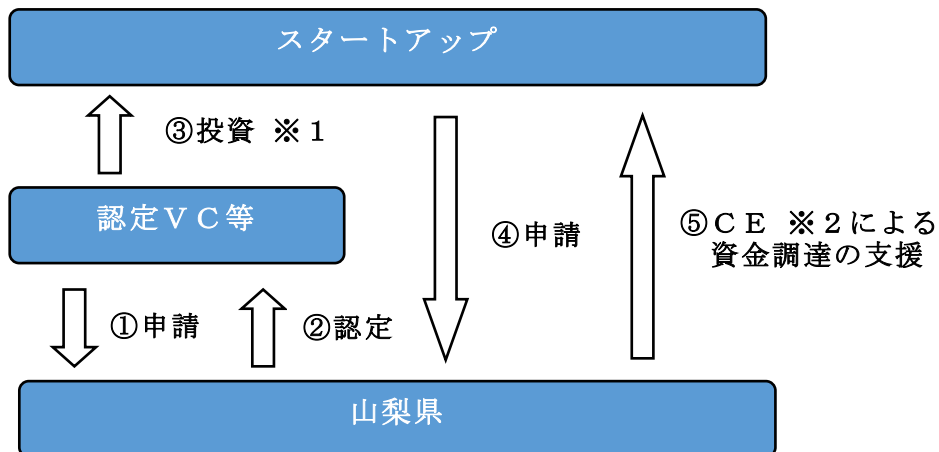
本事業は、ベンチャーキャピタル及び県内金融機関等（以下「VC等」という。）と連携体制を構築し、その投資活動と協調して主にシード～アーリー初期におけるスタートアップの資金調達を支援することにより、スタートアップを誘致・育成するとともに、県内スタートアップへの投資の流れを創出することを目的として実施します。本公募要領では、山梨県がVC等と協調支援するスタートアップを募集します。

1 資金調達サポート事業の概要

(1) スタートアップに対する支援の仕組み

本事業では、山梨県（以下「県」という。）が認定したVC等（以下「認定VC等」という。）から投資を受けるスタートアップに対して、認定VC等の投資額と同額の範囲内（最大2千万円）で、県がコンバーティブル・エクイティ（以下「CE」という。）により、その資金調達を支援します。

また、本事業により出資したスタートアップについては、他の様々な県の支援事業へと接続し、県内企業等とのマッチングを図ることなどを通じて、県がその事業定着・拡大をフルサポートしていきます。



※1 転換社債型新株予約権付社債による投資、現金対価取得請求権のついた投資は対象外。J-KISS投資については対象とする

※2 一定額以上の株式による資金調達時（転換条件達成時）に株式に転換できる権利が付された有償発行の新株予約権。日本におけるCE契約の標準フォーマット「J-KISS」を使用する。J-KISSの詳細については、Coral CapitalのHP（<https://coralcap.co/j-kiss/>）を参照

(2) スケジュール(予定)

① VC等の公募・認定

時期	内容
令和5年10月24日まで	公募
10月30日	審査会
10月31日	認定VC等公表

②スタートアップの公募

時期	内容
10月31日～12月1日	公募
12月11日	審査会
令和6年1月～3月	CEによる資金払込

※上記スケジュールは予定であり、今後変更となる可能性があります。

募集状況によっては、募集期間の延長や追加募集を行う可能性があります。

2 支援対象事業者の要件

認定VC等から令和5年4月1日から令和6年2月28日までに投資(着金)を受ける事業者で、以下の要件の全てを満たす者を対象とします。

- ① 国内に事務所を有する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者)であって、みなし大企業に該当しないこと。

みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大企業に所有されている
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を複数の大企業に所有されている

- ② 創業5年以内であること(ただし、県内に事業所を有するときはこの限りではない)。

- ③ 「山梨県内に事業所を開設する」又は「山梨県で継続的に事業を実施する」(予定である)こと。

※県外企業は、拠点進出・事業展開に関する誓約書【様式5号】を県へ提出すること。

- ④ 【表1】のいずれかの分野に該当する事業を営んでいること。

- ⑤ 認定VC等から「出資を受けている」又は「出資意向確認書の提出を受けている」こと。

- ⑥ 都道府県民税及び市町村民税を完納していること。

- ⑦ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人に該当しないこと。

【表1】

対象分野	
次世代エネルギー関連分野	ロボット関連分野
健康・医療関連分野	次世代モビリティ関連分野
半導体関連分野	スマート農業関連分野
防災関連分野	

※その他、県経済への波及効果が大きいと考えられる分野については適宜対象とする(事前に県に確認すること)

3 支援対象事業者の決定プロセス

(1) 審査プロセス

応募内容が前述の「2 支援対象事業者の要件」を満たしているかについて担当課にて審査した後、外部有識者を含む審査委員会での面接審査（応募者多数のときは、加えて事前の書類審査）を経て、県が総合的な判断のもと採択する事業者を決定します。

審査委員会においては、以下の項目について審査します。

① 事業計画の完成度と実現可能性

- ・ 顧客のニーズやペインを具体的に把握しており、それに対応したビジネスとなっているか。
- ・ 顧客に対する市場規模は広がりがあり、事業の成長性や収益性があるビジネスか。
- ・ 新規性のある事業アイデアやユニークな技術シーズが盛り込まれ、競合優位性があるか。
- ・ 事業計画が実現可能な知見、経験値、トラクションを有しているか。
- ・ 経営者、マネジメントチーム、実施体制は事業の成功を期待できるか。
- ・ 予想される事業リスク（市場変動、技術革新等）への対策が適切か。

② 地域への貢献と地域への波及効果

- ・ 山梨県で事業を展開する理由が明確であるか。
- ・ 山梨県での事業拡大（事業所の開設、雇用、売上等）が期待できるか。
- ・ 県内企業等との取引や協業が期待できるか。
- ・ 生産性向上等による県内産業の活性化や県民のQOL向上等、地域への波及効果が期待できるか。

③ 支援資金の必要性和妥当性

- ・ 事業計画実現のために本支援資金が必要であり、申請金額は妥当か。

審査プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには応じられません。

審査委員が申請案件と何らかの利害関係があると県が判断したときは、当該申請案件の審査から当該審査委員を除外します。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果については申請者へ書面で通知し、採択者の法人名称等を県公式HP等にて公開します。

また、採択に諸般の条件を付す場合があります。当該条件に対し申請事業者において不服があるときは、様式10号により申請を取り下げることができます。

支援金額は、予算額や採択される案件の数等を総合的に勘案し、県が決定します。

採択後、令和6年2月28日までに認定VC等からの投資を受けることができなかつたときは、「2. 支援対象事業者の要件」に適合しないと判断し、採択を取り消します。

4 出資契約の締結

県は、J-KISS型新株予約権により、本事業に採択された事業者（以下「採択事業者」という。）に出資します。

採択事業者は、県の出資を受けようとするときは、本事業への申請時に本要領「7 申請手続」に記載する申請書類⑫及び⑬を県へ提出している場合を除き、「投資報告書」（様式11号）をあらかじめ県に提出してください。

投資報告書により認定VC等から採択事業者へ投資が実行されたことを確認した後、県は採択事業者と出資契約を締結します。

出資契約で定める、新株予約権を行使して株式へ転換する際に適用する1株当たりの価格（以下、「転換価額」という。）の算出において必要となる項目は、以下のとおりとします。

- ①ディスカウント（転換価格を算出する際の株価からの割引率） 20%～30%
- ②キャップ（転換価額を算出する際の企業価値の上限） 10億円以内（ただし、採択事業者が県内に事業所を有するときは、その成長ステージに応じて、当該採択事業者と協議し確定する）

また、出資契約で定める、新株予約権を行使して株式に転換できる条件（以下、「転換条件」という。）となる株式による資金調達の金額は、1億円以上とします。

採択事業者は、県と出資契約を締結しようとするときは、J-KISS型新株予約権の発行が決議されたことを証明する書面（株主総会議事録等）をあらかじめ県に提出してください。

株主総会議事録等を確認した後、県は採択事業者とJ-KISS型新株予約権投資契約書により出資契約を締結するとともに、採択事業者にJ-KISS型新株予約権申込証により新株予約権を申し込み、採択事業者が「請求書」（様式12号）により指定する口座に出資契約で定められた金額を払い込みます。

県からの払込みの後、採択事業者は、新株予約権原簿記載事項証明書及び新株予約権が登記されたことを証明する書類を県へ提出してください。

5 新株予約権の株式転換後の対応

本事業は主にシード～アーリー初期におけるスタートアップの資金調達を支援することを目的としているため、新株予約権が株式に転換されたときは、県は原則として保有する株式をVC等へ売却します。

6 採択事業者の報告事項

また、県が新株予約権又は転換後の株式の所有者である間、出資契約書上の情報開示に加え、年度毎に「事業状況報告書」（様式13号）を県へ提出してください。

7 申請手続

(1) 申請書類

次の書類一式を提出してください。

- ① 申請書【様式1号】
- ② 申請者の概要【様式2号】
- ③ 提案書【様式3号】※認定VCと協議の上で提出すること
- ④ 提案書別添資料（概要、事業計画、資金計画、資本政策）【別紙1】
※認定VC等と協議の上で提出すること。うち資本政策については、県からの資金調達及び新株予約権の転換条件となる資金調達の予定を含め、創業からエグジットまでのプランについて記載すること。
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書【様式4号】
- ⑥ 拠点進出・事業展開に関する誓約書【様式5号】
※山梨県内に事業所を有していない事業者のみ
- ⑦ 会社定款
- ⑧ 登記事項証明書
- ⑨ 決算関係書類（直近3期分）
- ⑩ 本社の所在する都道府県税及び市町村民税の納税証明書
- ⑪ 認定VC等との投資契約書又は投資契約に係る全ての書類
※既に投資を受けているとき
- ⑫ 認定VC等から投資を受けたことが分かる書類
（例．通帳の表紙と振込金額部分のコピー等）
※既に投資を受けているとき
- ⑬ 出資意向確認書【様式6号】
※これから投資を受けるとき。認定VC等が記載する
- ⑭ スタートアップの評価及びハンズオン計画【様式7号】
※認定VC等が記載すること

(2) 提出方法・期限

申請書類一式をスキャナー等でPDF化し、OneDrive等へアップロードして提出してください。提出にあたって、以下の宛先のアドレス宛に、申請書類一式を提出する旨のメールをあらかじめ送信してください。書類のアップロード方法について、担当者から案内します。

併せて、5部（正本1部、副本4部）を以下の宛先まで、郵送または持参により提出してください。

・ 宛先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県産業労働部スタートアップ・経営支援課

スタートアップ支援担当

E-mail: startup@pref.yamanashi.lg.jp

- ・ 受付時間（持参のとき）
午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）
- ・ 提出期限
令和5年12月1日（金） 午後5時必着

（3）質問方法及び質問送付先

本企画提案に対し質問があるときには、質問書（様式8号）に記載の上、メールにてお問い合わせください。

- ・ 宛先
山梨県産業労働部スタートアップ・経営支援課
スタートアップ支援担当
E-mail: startup@pref.yamanashi.lg.jp
- ・ 受付期限
令和5年11月24日（金）午後5時まで
- ・ 質問に対する回答
質問者に回答するとともに、県の公式HPに掲載します。

（4）その他

- ・ 応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理しません。
- ・ 申請書類を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求められることがあります。
- ・ 申請書類に不備があり提出期限までに修正できないときは、申請を無効とします。
- ・ 申請者から提出された書類は返却しません。
- ・ 申請に係る連絡先等の個人情報、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません（県の産業振興施策に係る情報提供は除く）。

8 本件に関する問い合わせ

山梨県産業労働部スタートアップ・経営支援課
スタートアップ支援担当
TEL：055-223-1544（直通）
E-mail：startup@pref.yamanashi.lg.jp